

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当交流会の名称は衣浦中学軟式野球交流会という。

(構 成)

第2条 中学生を対象とした軟式野球チームであり、当交流会の目的に賛同するチームで構成する。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 交流会の活動を通じ、野球を愛する中学生たちの健全な心身を育成するとともに活躍できるフィールド提供し、相互の親睦をはかり、競技力の向上を目指していく。

(事 業)

第4条 本交流会は前条の目的達成のため交流会顧問の指導助言を得て次の事業を行う。
なお、顧問は会長の推薦で役員の上承を得て決定する。

1. 各大会の企画運営
2. 競技力向上にむけた講習会、野球教室
3. その他本交流会の目的達成のために必要な事業

第3章 決 議

(決議尊重の義務)

第5条 交流会加盟各チームは、会則、その他各機関の決議を尊重し、その決定に従って行動する義務がある。

(制 裁)

第6条 交流会加盟チームが第4条の義務に違反し、交流会の名誉を汚し、または損害を加えた者に対して、全体会の議を経て脱退勧告、除名等の制裁を行うことができる。

第4章 組 織および全体会

(事務局)

第7条 当交流会に次の組織を設置する。《事務局》事務局は、交流会参加チームの各地区各代表者の中から、役員として会長、副会長、事務局長、審判部長、地区部長、会計をもって構成し、また、事務局とは別に会計監査1名選出する。

人員構成 会長1名・副会長若干名・事務局長1名・審判部長1名、地区部長若干名、会計は1名とする。

(全体会)

第8条 交流会の意志決定機関であり、会長が必要と認めたとき、全体会委員の2分の1以上の要請があったとき開催する。

(決議方法)

第9条 全体会委員（交流会加盟各チーム代表者）の3分の2の出席で成立し、過半数で決議する。同数の場合は、会長が決定する。役員会は全体会委員を兼ねることができないが、自然災害、ウイルス感染予防等で全体会が開催困難な場合は役員会の決議で決定する。

(全体会付議事項)

第10条 (1)事務局メンバーの選出
(2)会則の改廃
(3)年間活動計画
(4)会計報告と予算の決定
(5)交流会の解散
(6)交流会員の除名
(7)その他本交流会の目的を達成するための重要な事項

(役員、全体会委員の任期)

第 11 条 事務局、全体会委員、会計監査の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。

第 5 章 事故の責任

(事故の責任)

第 12 条 各チームは、交流会の活動に際しては、会則および交流会の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違背して盗難、傷害等の起こった場合は、本交流会に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第 13 条 各交流会加盟チームは個々にスポーツ安全保険に加入しなければならない。交流会活動中の傷害については個々のスポーツ傷害保険で対応する。

第 6 章 会計

(会 計)

第 14 条 交流会に加盟するチームは大会参加費、事務手数料、審判費を含め 15,000 円を支払う。

(登録費の返還)

第 15 条 納入された登録費は大会中止以外返還しない。

(会計年度)

第 16 条 当交流会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(繰越金)

第 17 条 年度に繰り越された資金は翌年に繰り越さず、積立金として、記念行事、その他交流会が必要だと認めた場合に支出することができる。

第 7 章 付 則

(加盟および不参加)

第 18 条 年次に事務手数料を納めないチームは自動的にその年度の事業に参加しないものとみなす。

第 19 条 参加するチームについては交流会会則を厳守し、交流会活動について積極的に参加する意志を持ち事務手数料を交流会に納めることとする。

(活 動)

第 20 条 当交流会の活動に関しては、各チーム選手が在籍している学校行事を最優先し、考慮したうえで活動を行うものとする。

(大 会)

第 21 条 交流会が主催する大会についての大会開催要項等については大会運営細則を別に定める。

(会則の改廃)

第 22 条 この会則は、全体会における各代表者総数の過半数の賛成がなければ改廃できない。

(会則の効力発生)

第 23 条 この会則は、平成 13 年 4 月から効力を発生する。

(会則の改廃)

平成 14 年 4 月一部改訂

平成 16 年 4 月 10 日一部改定

平成 19 年 4 月 29 日一部改定

令和 4 年 3 月 27 日一部改訂